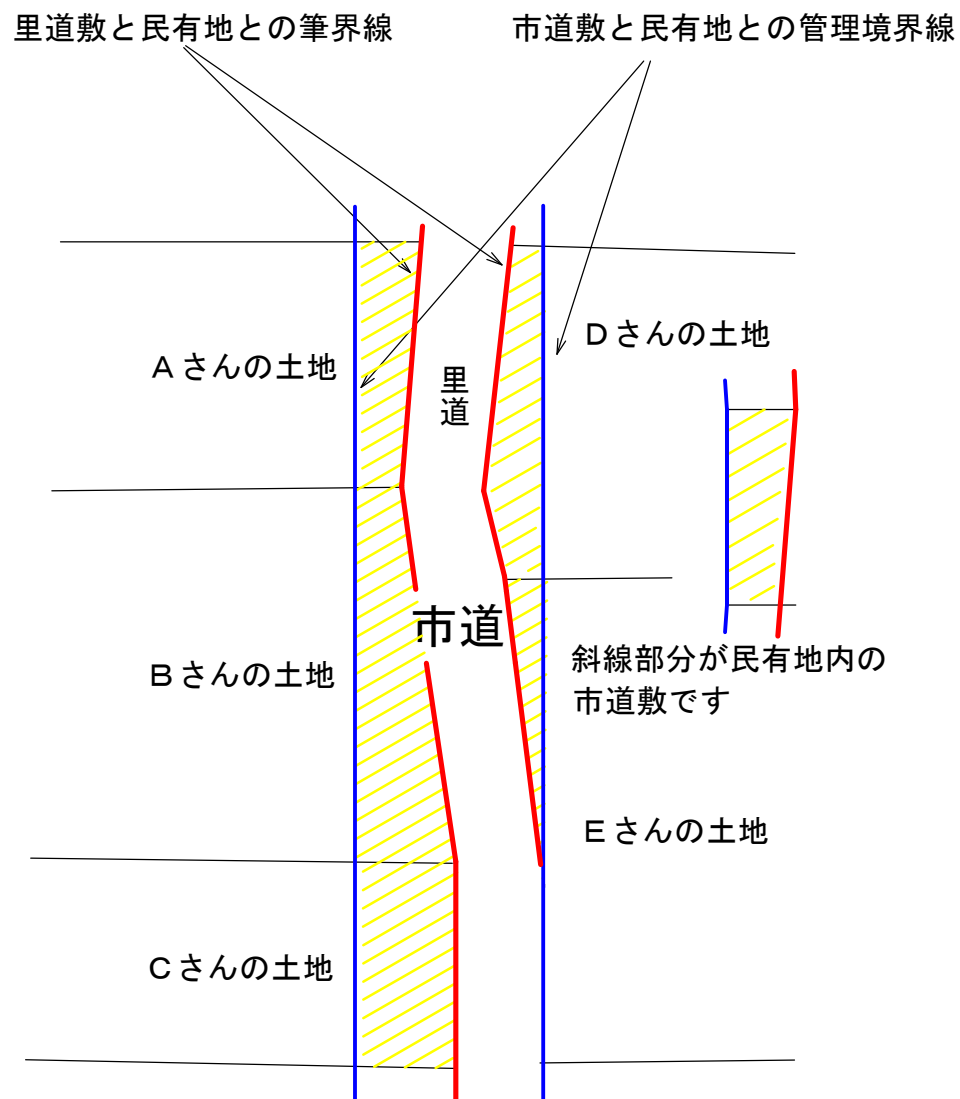


未登記道路整備事業の説明

土木管理課では市道を適切に管理するため、市道敷内の民有地部分を分筆して所有権を大分市に移転する事業（未登記道路整備事業）を行っています。事業対象として例1，2，3のような市道敷を想定しています。

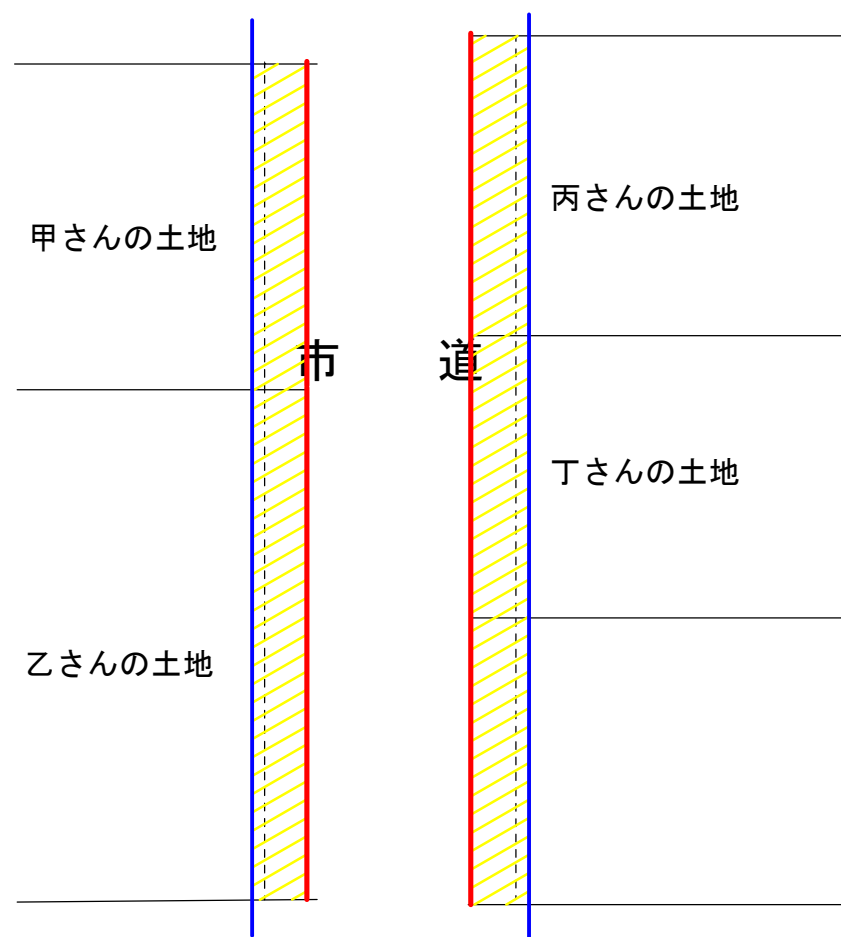
未登記道路の例1

土地を提供して里道を拡幅した道路



未登記道路の例2

市道、町道、村道などの両側を道路敷として提供し拡幅した道路。道路敷として分筆を行っている場合もあります。道路管理者へ所有権の移転は行われていない。



未登記道路の例3

地区で土地を出し合って造った道路。道路敷として分筆を行っている場合もあります。道路管理者へ所有権の移転は行われていない。

